

随時  
受付中

# 中土佐町空き家バンク

この事業は、家を借りたい・買いたい方と、家を貸したい・売りたい方を結びつける紹介事業です。

## 物件登録から契約までの流れ

①空き家バンクの登録申込み

↓  
物件の現地調査・情報の取得・滞納の有無・暴力団でないことの確認調査  
※要綱の規定により、登録をお断りする場合がありますのでご了承ください。

②調査完了後に登録の完了書を送付（1ヶ月程度かかります）

③希望者（利用者）から交渉申込書の提出

↓  
まちづくり課から所有者へ交渉可否の確認連絡  
※交渉可の場合のみ、希望者と所有者の連絡先を交換します。



④契約もしくは交渉成立・不成立に関わらず必ず役場に報告  
※交渉期間は、連絡先を交換した日から10日間です。

### 【注意事項】

役場は、物件の賃貸借・売買等に関する交渉や契約等に係る仲介行為は不動産業務となるため行えません。

また、交渉や契約等に関する一切のトラブルについても責任は負えませんので、ご了承ください。

【お問合せ先】 ☎0889-52-2365 中土佐町役場まちづくり課（空き家担当）

# よくある相談内容(Q&A)

Q：荷物がそのままになっている。

A：「入居が決まった際に整理する」など、情報を記載できますので、問題ありません。

※荷物処分にかかる費用を補助する制度もあります。

Q：入居者は選べるか？希望者に必ず貸さないといけないのか？

A：選べます。断ることもできます。

他に单身や子育て世帯に貸したい、短期・長期の賃貸希望等があれば紹介をする際に条件をつけることもできます。

Q：修繕や改修をしないと貸せない（住めない）。

A：現状のまま紹介もできます。

入居者の制限がありますが、改修費用の助成制度を活用して改修することもできます。

Q：水回りを直さないと住めないが賃貸や売買はできるか？

A：現状のまま紹介できます。

Q：もう建物は使えないが壊さないと売れないか？

A：壊さなくても売れることはできます。

Q：耐震をしていないと貸せないか？

A：貸すことはできます。心配であれば、耐震の補助を活用して耐震化をしましょう。

Q：所有者の変更をしていない。（相続登記していない）

A：賃貸の場合、紹介することは可能ですが「令和6年4月1日」から義務化されるため相続登記を進めましょう。

売買の場合は、登記名義の変更や未登記の建物は売ることができないため相続登記の手続きを法務局で行いましょう。